

## **タイ現地窓口設置事業 公募型プロポーザル募集要領**

### **1 事業名**

タイ現地窓口設置事業

### **2 業務概要**

福島県の重点市場に位置づけているタイから本県を訪れる訪日旅行客を増加させるため、現地窓口を設置し、タイ現地旅行会社へ商品造成及び商品販売の働きかけを行う。

また、増加傾向にある個人旅行者の誘客を進めるため、現地旅行博等への出展を通して福島県への更なる誘客を促進する。

### **3 業務仕様**

別紙「タイ現地窓口設置事業仕様書（案）」（以下、仕様書という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

### **4 業務期間**

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）までの期間

### **5 委託料の上限額**

11,540,000円（消費税及び地方消費税込み）

### **6 プロポーザル参加の要件**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱等の規則に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
  - ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 7 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県観光交流局観光交流課（以下、「観光交流課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、観光交流課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

## 8 スケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年3月4日（月）
質問の受付	令和6年3月8日（金）正午まで（必着）
質問の回答	令和6年3月12日（火）正午まで
プロポーザル参加表明書提出	令和6年3月14日（木）正午まで（必着）
企画提案書等提出	令和6年3月19日（火）17時まで（必着）
審査（書面）	令和6年3月21日（木）～3月22日（金）
審査結果通知	令和6年3月26日（火）予定
仕様協議・契約	令和6年3月27日（水）以降を予定

## 9 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年3月8日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、観光交流課宛に電子メールにより提出してください。送信件名は「【質問】タイ現地窓口設置事業」とし、電子メール送信後、電話にて送信した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年3月12日（火）正午までに、観光交流課のホームページに随時公表します。（質問者に対する個別の回答は行いません。）

## 10 参加表明書の提出

参加表明書については、以下により受け付けます。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 受付期間

令和6年3月14日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）により、観光交流課宛に電子メールにより提出してください。送信件名は「【参加表明書】タイ現地窓口設置事業」とし、電子メール送信後、電話にて送信した旨お知らせください。

なお、原本については後述の企画提案書等と一緒に送付して下さい。

(3) 回答

受領後、参加資格等の確認を行い、令和6年3月18日（月）までに郵送または参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知いたします。

## 1.1 企画提案書等の提出

企画提案書については、以下により受け付けます。プロポーザルに参加する意思のある者は、「1.0 参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出してください。

なお、海外から提出する場合は、1.6の提出先（問合わせ先）へ事前に連絡の上、(1) 受付期間よりも前の日に発送したことが分かる書面の写しと(3) 提出書類のデータを(1) 受付期間までに電子メールで送付した場合も、提出したものとみなします。

(1) 受付期間

令和6年3月19日（火）17時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。持参による受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分～17時00分までです。

(3) 提出書類

- ①企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
- ②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
- ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
- ⑤業務実施体制書（第4号様式）
- ⑥定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
- ⑦法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）  
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）
- ⑨前述した参加表明書（第2号様式）の原本

(4) 提出部数

上記①～⑤…7部（正本1部、副本6部）、⑥～⑨…1部（正本1部）

(5) 提出内容

企画提案書は仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- ①仕様書に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ②仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。  
また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

③仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。

(6) 留意事項

①失格又は無効となる場合

- ・提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ・提出書類に不備があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ・本実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

②複数企画提案の禁止

複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

③再提出の禁止

提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出はできません。

④辞退

参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

⑤費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とします。

⑥その他

- ・提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は一切返却しません。
- ・提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

## 1.2 審査の実施

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会という。）が行います。審査委員会は、期日までに提出のあった提案書等を総合的に評価し業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

なお、プレゼンテーション審査は実施しません。

### 1.3 審査基準等

#### (1) 審査基準及び配点

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	15
	スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	10
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果あるか。	5
企画提案内容	タイ旅行会社へのセールス活動、その他情報収集	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・市場分析等が十分になされているか。 ・旅行商品造成と販売促進に繋がる適切な取り組みが示されているか。	15
	タイ現地旅行博等への出展	・本県の魅力が伝わる出展内容となっているか。 ・SNSやWEBサイトへのアクセス数等の増加に繋がる効果的な手法が示されているか。	15
	旅行会社招請	・本県への送客に意欲的かつ商品造成・販売が見込める旅行会社等の選定及び招請行程が具体的に示されているか。 ・旅行商品の造成促進活動について、具体的かつ効果的な方法が示されているか。	15
	独自提案	・仕様書に記載されていない活用可能な独自提案や、独創的な工夫があるか。	15
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	10

#### (2) 業務委託予定者の選定方法

- ①各審査委員の得点を合算し、提案者ごとに総得点を算出します。
- ②総得点が最も上位の提案者を業務委託予定者とします。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託予定者選定の条件とします。また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議のうえ業務委託予定者を決定します。

### 1.4 審査結果の通知

- (1) 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。
- (2) 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由等の説明を書面により求めることができます。

- (3) 上記(2)に係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。  
なお、回答の内容は「請求者及び業務委託予定者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

## 15 仕様の協議及び契約

### (1) 仕様の協議

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

### (3) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議します。

なお、本事業は令和6年度観光庁補助金を活用して実施します。契約等の手続きは、上記補助金の交付決定後及び議会での当該予算承認後に実施します。上記補助金が交付されない場合及び議会で承認されない場合は事業内容を見直しや契約手続きの中止を行うことがあります。

## 16 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (西庁舎11階)

福島県観光交流局観光交流課 (担当：主事 小林)

電話：024-521-7287 メール：tourism@pref.fukushima.lg.jp